

福津市農業委員会

農地等の利用の最適化の推進に関する指針



平成30年6月5日 制定

令和3年7月5日 改正

福津市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

福津市においては、農業就業人口の減少と農業従事者の高齢化が進み、それに向けた対策を図ることが求められている。また、本市は福間地域と津屋崎地域とに分けられ、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを検討する必要がある。

そのため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、地域の実情に応じた活動を行いながらも「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう福津市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針として、具体的な目標と推進方法を次葉の通り定める。

なお、この指針は、令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく、「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標に対する現状

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和2年11月)	1,513ha	340ha	27.0%
3年後の目標 (令和5年11月)	1,500ha	330ha	28.0%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員、推進委員及び協力員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。利用状況調査及び利用意向調査については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、年度ごとに調査時期を定める。

なお、農地パトロール（違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動）については、利用状況調査の時期に関わらず適宜実施する。

- 利用状況調査と利用意向調査の結果は農地台帳システムに反映し、正確な記録の確保に努める。

② 福岡県農業振興推進機構（以下「農地中間管理機構」という。）との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行い、農家の意向を踏まえ農地中間管理機構への貸付け手続きを進める。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によってB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、精査の上現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和2年11月)	1,513ha	408ha	22.5%
3年後の目標 (令和5年11月)	1,500ha	420ha	28.0%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」について

- 福津市地域振興課で策定された「人・農地プラン」の実質化を進めるため、農業委員及び推進委員は地域の話し合いの円滑な実施のために必要な協力を行う。

② 農地の利用調整と利用権設定について

- 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。
また、受け手が少ない又は受け手がない地域では、当該地域内にとどまらず近隣地域の農業者を含めて、担い手確保に向けた取り組みを活性化するとともに、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを働きかける。

③ 農地中間管理事業の活用促進について

- 農業委員会は、福津市地域振興課、農地中間管理機構、宗像農業協同組合(JAむなかた)、一般財団法人むなかた地域農業活性化機構等と連携し農地の情報収集を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人)	新規参入者数 (法人)
現状 (令和2年まで3年間累計)	8人	3法人
3年後の目標 (令和5年まで3年間累計)	3人	1法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進目標

① 関係機関との連携について

- 中間管理機構、むなかた地域農業活性化機構と連携し、農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入希望者を把握し、農地の情報提供を行う。

② 法人参入の推進について

- 農業委員会は、農業に持続的に取り組み、収益性が高く、多角的な経営展開が期待できる法人の農業参入を積極的に促進する。農業委員及び推進委員は、農地情報の収集に併せて各種制度の周知を行うなど、法人参入に向けた取り組みを行う。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、農地のあっせんや各種制度の紹介など、新規参入希望者の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、就農後も適宜新規参入者の相談の場を設けるなど、地域や行政等との橋渡しを行う。
- 農業委員会は新規就農研修事業、農業次世代人材投資事業の活用等の支援を行う。
- 福津市農業における若年及び女性農業者の活躍を推進するため、就農やネットワークづくりの積極的な協力を行う。